第19号議案

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

(路外駐車場条例の一部改正)

第1条 神戸市立路外駐車場条例 (昭和42年3月条例第53号) の一部を次のよう に改正する。

第13条を第14条とし、第12条第5項中「第5条第3項」を「第6条第3項」に、「第9条」を「第10条」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第13条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第5条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

6 前各項の規定にかかわらず、駐車場を有効に活用するために必要があると 市長が認めるときは、当該駐車場における駐車料金、回数駐車券に係る料 金又は定期駐車券に係る料金の額は、前各項に規定する額を超えない範囲 内において規則で定める。

第4条の次に次の1条を加える。

(使用の期間)

- 第5条 駐車場の1回の使用は、駐車を開始した日から起算して7日目の駐車 を終了できる時間までを限度とする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の使用の限度を延長することができる。

(道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第2条 道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(平成5年10月条例第30号)の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条第5項中「第4条第3項」を「第5条第3項」に、「第8条」を「第9条」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

5 前各項の規定にかかわらず、駐車場を有効に活用するために必要があると 市長が認めるときは、当該駐車場における駐車料金、回数駐車券に係る料 金又は定期駐車券に係る料金の額は、前各項に規定する額を超えない範囲 内において規則で定める。

第3条の次に次の1条を加える。

(使用の期間)

- 第4条 駐車場の1回の使用は、駐車を開始した日から起算して7日目の駐車 を終了できる時間までを限度とする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の使用の限度を延長することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)
- 2 この条例による改正後の神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の規定は、施行日以後に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金について適用し、同日前に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金についてはなお従前の例による。

理由

神戸市立三宮駐車場等の使用の期間を定め、及び駐車料金を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市立路外駐車場条例 ぬきがき

	(は,改正部分を示す。)
(現 行)	(改 正 案)
	(使用の期間)_
	第5条 駐車場の1回の使用は、駐車を開始した
	日から起算して7日目の駐車を終了できる時間
	までを限度とする。
	2 市長は、必要があると認めるときは、前項の
	規定にかかわらず、同項の使用の限度を延長す
	<u>ることができる。</u>
(駐車料金の額等)	
<u>第 5 条</u> 略	第 6 条
$2 \sim 5$ 略	
	6 前各項の規定にかかわらず、駐車場を有効に
	活用するために必要があると市長が認めるとき
	は、当該駐車場における駐車料金、回数駐車券
	に係る料金又は定期駐車券に係る料金の額は,
	前各項に規定する額を超えない範囲内において
	規則で定める。_
(駐車料金の徴収)	
<u>第6条</u> 略	第 7 条
(駐車料金の減免)	
<u>第 7 条</u> 略	第 8 条
(駐車料金の返還)	
<u>第 8 条</u> 略	第 9 条
(駐車の拒否)	
<u>第 9 条</u> 略	第10条
(損害の賠償等)	
<u>第10条</u> 略	第11条
(供用の休止)	
<u>第11条</u> 略	第12条
(指定管理者の指定等)	

<u>第12条</u> 略

 $2 \sim 4$ 略

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第2項,第5条第3項及び第4項,第9条並びに前条の規定の適用については,これらの規定(前条を除く。)中「市長」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者」と,前条中「市長」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

<u>第13条</u> 略

第13条

第6条第3項

第10条

第13条第1項

第14条

(参考 2)

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例 ぬきがる

	(は, 改正部分を示す。)
(現 行) 	(改 正 案)
	(使用の期間)
	第4条 駐車場の1回の使用は、駐車を開始した
	日から起算して7日目の駐車を終了できる時間
	までを限度とする。
	2 市長は、必要があると認めるときは、前項の
	規定にかかわらず、同項の使用の限度を延長す
	<u>ることができる。</u>
(駐車料金の額)	
<u>第4条</u> 略	第 5 条
$2 \sim 4$ 略	
	5 前各項の規定にかかわらず、駐車場を有効に
	活用するために必要があると市長が認めるとき
	は,当該駐車場における駐車料金,回数駐車券
	に係る料金又は定期駐車券に係る料金の額は,
	前各項に規定する額を超えない範囲内において
	規則で定める。_
(駐車料金の徴収)	
<u>第 5 条</u> 略	第6条
(駐車料金の減免)	
<u>第6条</u> 略	第 7 条
(駐車料金の返還)	
<u>第7条</u> 略	第 8 条
(駐車の拒否)	
<u>第8条</u> 略	第9条
(損害の賠償等)	
<u>第 9 条</u> 略	第10条
(供用の休止)	
<u>第10条</u> 略	第11条
(指定管理者の指定)	

<u>第11条</u> 略

 $2 \sim 4$ 略

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場 合における第4条第3項及び第4項,第8条並 びに前条の規定の適用については,これらの規 定(前条を除く。)中「市長」とあるのは「第 11条第1項に規定する指定管理者」と、前条 12条第1項 中「市長」とあるのは「次条第1項に規定す る指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

<u>第12条</u> 略

第12条

第5条第3項

第9条

第

第13条